平成２２年（フ）第１１５号
奈良県生駒郡三郷町勢野西４丁目８番11号
債務者　小倉　弘樹
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１号
奈良県大和郡山市今国府町278番地１　プランタンＡ205号
債務者　中村　香織
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
奈良市神殿町410番地の５
債務者　山口　隆明
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０６号
奈良市秋篠町927番地　秋篠河辺ハイツ202号
債務者　金森ちづる（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
奈良市神殿町404番地の５
債務者　河田　明子（旧姓久留）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
神奈川県横須賀市田浦泉町28番地　市営住宅Ｂ―20
債務者　近澤　信盛
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１６号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目49番地17
債務者　小倉　大史
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１８号
神奈川県横須賀市三春町４丁目43番地　第８柳荘１Ｆ１号室
債務者　鳥海　繁男
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市三春町４丁目43番地　第８柳荘１Ｆ１号室
債務者　鳥海千代美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１３５号
神奈川県横須賀市長瀬１丁目16番12―703号
債務者　坂上　光芳
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目４番１―32号
債務者　竹部美香子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８２号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木917番地１
債務者　大屋　純一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2684番地７　リアン・ロジュマンＡ―202号
債務者　槻木　知子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1764番地
債務者　吉田　絹子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
佐賀県佐賀市川副町大字西古賀1173番地15
債務者　國廣　信也
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
佐賀県佐賀市兵庫南１丁目８番38号
債務者　坂元　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
佐賀県鳥栖市真木町2004番地15
債務者　沼野　照美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田320番地４
債務者　原口　文子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係